

広島県告示第五百七十九号

広島県立中央森林公園設置及び管理条例（平成五年広島県条例第二十号）別表第二の規定により、広島県立中央森林公園における広場、サイクリングロード、自転車その他知事が別に定める施設等の利用料金の範囲を次のように定め、平成十八年広島県告示第三百五十八号（広島県立中央森林公園における広場、サイクリングロード、自転車その他知事が別に定める施設等の利用料金の範囲）は、廃止する。

平成二十二年六月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 広場、サイクリングロードその他の施設の利用料金の範囲

区 分	単 位	利用料金の範囲
広場、サイクリングロードその他の施設	一回の利用台数が一九台以下の場合 一〇〇平方メートルにつき三時間までごとに	平日 休日 一五〇円以内

二 自転車の利用料金の範囲

区 分	単 位	利用料金の範囲		
		一回の利用台数が一九台以下の場合	平日	一回の利用台数が二〇台以上の場合
ロード	一台二時間につき	九八〇円以内	四九〇円以内	八八〇円以内
	一台延長一時間につき	七二〇円以内	三六〇円以内	六五〇円以内
	一台二時間につき	五九〇円以内	三〇〇円以内	五三〇円以内
マウンテン	一台二時間につき	七二〇円以内	三六〇円以内	六五〇円以内
	一台延長一時間につき	五九〇円以内	三〇〇円以内	五三〇円以内
	一台二時間につき	五九〇円以内	三〇〇円以内	五三〇円以内
マウンテン	一台二時間につき	五九〇円以内	三〇〇円以内	五三〇円以内
	一台延長一時間につき	五九〇円以内	三〇〇円以内	五三〇円以内
	一台二時間につき	五九〇円以内	三〇〇円以内	五三〇円以内
軽快車	一台二時間につき	九一〇円以内	四六〇円以内	八二〇円以内
	一台延長一時間につき	七二〇円以内	三六〇円以内	六五〇円以内
	一台二時間につき	五九〇円以内	三〇〇円以内	五三〇円以内
子供乗せ自転車	一台二時間につき	九一〇円以内	四六〇円以内	八二〇円以内
	一台延長一時間につき	七二〇円以内	三六〇円以内	六五〇円以内
	一台二時間につき	五九〇円以内	三〇〇円以内	五三〇円以内

車ろお 自も 転し	一台三〇分 までごとに	クンウ子 バン供 イテマ	一台二時間 につき	三三〇円以内	三九〇円以内
		一台延長一 時間につき	三〇〇円以内	一七〇円以内	
				三〇〇円以内	

備考

- 一 この表において平日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日以外の日をいう。
- 二 この表において休日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。